

エコミュージアムセンター知新の駅事業

企画展 野幌原始林の自然環境～森のいま・むかし～

戦前から国の天然記念物として守られてきた特別天然記念物野幌原始林には、現在も豊かな自然環境が残っています。

野幌原始林はどのようにしてできたのか、どのような生き物が生息しているのかを、パネルなどを使って紹介します。

日時 7月23日(木)～9月22日(火) 9時～17時

会場 エコミュージアムセンター知新の駅

問合せ エコミュージアムセンター知新の駅
(☎373-0188)



7月18日(土)に予定していた「地域遺産発見! 発見の小径を歩く」は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止します

保険証・受給者証などを更新します

国民健康保険

7月31日までに、新しい被保険者証などを送付します。

◆被保険者証

有効期限は令和3年7月31日です。

*期限までに75歳になる方は、誕生日の前日までです。

◆限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

病院などの窓口で提示すると、自己負担額が認定証に示された区分の限度額までになります。住民税非課税世帯の方は入院時の食事代なども減額されます。

*毎年申請が必要です。申請は随時受け付けます。

*申請には、世帯員全員の所得の申告が必要です。

◆70～74歳が対象の被保険者証兼高齢受給者証自己負担額の割合

●一般の方＝2割 ●現役並み所得がある方＝3割

*被保険者証兼高齢受給者証を病院などの窓口で提示すると、自己負担額が月の限度額までになります。複数の医療機関を受診し、その合計額が月の限度額を超えた場合は申請してください。

*住民税非課税世帯の方は限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要です。

*現役並み所得に該当し課税所得が690万円未満の方は、限度額適用認定証の提示が必要です。

これから70歳になる方は…

70歳になる誕生月の末日までに送付します。使用できるのは、70歳になる誕生月の翌月からです。

*誕生日が1日の方は、前月の末日までに送付します。誕生月から使用できます。

◆特定疾病療養受療証

人工透析が必要な慢性腎不全や血友病、血液凝固因子製剤の投与が原因のHIV感染症の治療を受けるときに、病院などの窓口で提示すると、自己負担限度額までになります。すでにお持ちの方には8月1日から有効の受療証を送付します。新たに対象になった方は手続きが必要です。

問合せ 保険年金課 (内線2116)

後期高齢者医療

7月31日までに、新しい被保険者証などを送付します。

◆被保険者証

令和元年中の所得に基づいて、負担割合が決定します。

◆自己負担額の割合

●一般の方＝1割 ●現役並み所得がある方＝3割

*住民税課税標準額が145万円以上ある被保険者と、その方と同一世帯の被保険者は3割です。ただし、同一世帯の被保険者の収入が一定額未満であれば、申請すると1割になります。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証

入院時の医療費の自己負担額や食事代が減額されます。対象は住民税非課税世帯の方です。新たに対象になった方は、申請が必要です。

◆限度額適用認定証

現役並み所得に該当し課税所得が690万円未満の方は、認定証発行の対象になります。新たに対象になった方は、申請が必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した場合などは、保険料が減免される場合があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。保険年金課医療給付担当(内線2103)にお問い合わせください

問合せ 保険年金課 (内線2101)

子ども医療・ひとり親家庭等医療・重度心身障がい者医療

前年の所得状況などを確認し、更新の要件に該当する方には7月31日までに新しい受給者証を送付します。

*1月2日以降に転入した方は、令和2年度の所得課税証明書の提出が必要です。対象となる方には6月上旬に通知しました。早めに提出してください。

問合せ 保険年金課 (内線2102)

